

答 申

第1 審査会の結論

宮城県知事は、本件異議申立てに係る部分開示決定において開示しないこととした部分のうち、次の部分について開示すべきである。

- 1 契約年月日及び物件の移転期限
- 2 補償対象物件に係る補償の単位
- 3 補償対象物件に係る補償の種類及び数量のうち物件の構造、特徴及び面積が具体的に記載されている欄を除いた部分

第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第4条の規定により、宮城県知事（以下「実施機関」という。）に対し、平成15年5月2日付けで「平成3年、三迫川筋中改2 - 5号中山河川改修工事に伴う栗原郡金成町沢辺字沢辺町番外地に存した物件の移転補償契約書」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、「平成3年度、中改2 - 5号（三迫川筋）中小河川改修工事に伴う「栗原郡金成町沢辺字沢辺町番外地」に存した物件の移転補償契約書」（以下「本件行政文書」という。）を特定した。

その上で、本件行政文書について、部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、一部について開示をしない理由を次のとおり付して、平成15年5月16日、異議申立人に通知した。

条例第8条第1項第2号に該当し、開示することにより特定個人の権利利益が害されるおそれがあるため。

- 5 異議申立人は、平成15年7月8日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分を取消しを求めるといふものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び宮城県情報公開審査会（以下「審査会」という。）における意見陳述で述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

本件開示請求に係る契約書の対象物件は異議申立人の母の遺産であり、その基盤は異議申立人と母が共に築いたものである。また、相続の権利は異議申立人にもある旨、県の担当者から話をされていた。それにもかかわらず、物件移転補償契約に際し、異議申立人を契約当事者としなかったこと、事後に何ら報告もないこと等県の土木行政は説明責任を果たしていない。

異議申立人は利害関係人として契約内容を知る権利があるのに、契約書が部分的にしか開示されなかったことは納得できない。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が理由説明書及び審査会における意見陳述において述べている内容を総合すると、おおむね次のとおりである。

#### 1 物件移転補償契約について

物件移転補償は、公共事業の施行に伴う損失補償基準（昭和38年7月24日訓令乙第474号）に基づき、当該建物等を通常妥当と認められる移転先に、通常妥当と認められる移転方法によって移転するのに要する費用を補償するという考え方で補償額を算定し、物件の所有者と補償契約書を締結している。所有者の確認方法としては、一般的に建物登記簿謄本を重要な根拠とするが、未登記物件の場合は、土地の所有者、建築確認の申請者、固定資産税の納税義務者又は実際の納税者、当該建物等に実際居住している者を調べた上で、総合的に判断し所有者を特定している。本件建物については、河川区域内の国有地に建設されていた未登記の物件であったが、上記のような所有者確認方法により、契約者を所有者と特定したものである。

#### 2 条例第8条第1項第2号該当性について

個人の尊厳及び基本的人権を尊重する観点から、個人のプライバシーについては最

大限に保護しなければならないと考えている。

契約者の住所，氏名及び印影については特定の個人が識別される情報であり，個人の権利利益が害されると判断し，非開示とした。また，契約金額及び前払い金額については，特定の個人を識別することはできないが，公開することにより個人の権利利益が害されるおそれがあるため非開示としたものである。物件の移転期限や契約日については，土地の所在を開示しているため，現地における物件移転の状況と組み合わせることにより，補償対象物件を比較的容易に推定することができることから，個人が特定され得ると考え，非開示とした。さらに，具体的補償内容については，補償対象となった具体的な建物の構造や面積が記載されていることから，個人の財産に関する情報であって，特定の個人が識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが，公開することによってなお個人の権利利益が害されるおそれがあるものであること及び当該物件が未登記の物件であったため，建物登記簿謄本により構造，面積を確認することはできないことから非開示としたものである。

## 第5 審査会の判断理由

### 1 条例の基本的な考え方について

条例は「地方自治の本旨にのっとり，県民の知る権利を尊重し，行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより，「県政運営の透明性の一層の向上を図り，もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに，県民による県政の監視と参加の充実を推進し，及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し，公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり，原則公開の理念の下に解釈・運用されなければならない。

当審査会は，この原則公開の理念に立って条例を解釈し，以下判断するものである。

### 2 本件行政文書の内容等について

本件行政文書は，中改2 - 5号（三迫川筋）中小河川改修工事に伴って平成3年度に県と被補償者との間で交わされた物件移転補償契約書であり，契約者の住所，氏名，印影，契約締結日，補償金額，補償の具体的内容，補償対象物件の移転期限，補償金の支払い方法，禁止事項，残留物件の処理，その他対象物件の移転補償に関して必要な事項について取り交わしたものである。

### 3 条例第8条第1項第2号該当性について

条例第8条第1項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれのあるもの」に該当する情報が記録されている行政文書を除き、実施機関は、行政文書の開示をしなければならないと規定している。これは、行政文書の開示による当該行政文書に記載されている第三者の権利利益の侵害を確実に回避し、個人の尊厳及び基本的人権を最大限に保護するため、個人が特定できる情報を包括的に非開示として保護することとしたものであり、また、条例第3条第1項後段は、実施機関に、個人に関する情報が十分保護されるよう最大限の配慮をすることを義務付け、その保護の徹底を図っている。しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報の中にも、例外的に保護する必要がない情報として、条例第8条第1項第2号ただし書は、「イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報」又は「ロ 当該個人が公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならないと規定している。

このうち、実施機関が条例第8条第1項第2号に該当するとして非開示とした部分は以下のとおりである。

- (1) 契約相手方の住所、氏名及び印影
- (2) 契約年月日及び物件の移転期限
- (3) 補償対象物件に係る補償の種類、単位及び数量
- (4) 補償金額及び補償金の前払い金額

#### (1) 契約相手方の住所、氏名及び印影

契約相手方の住所及び氏名については、公開することにより特定の個人が識別され得ることから、条例第8条第1項第2号本文に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが適当である。

また、契約相手方の印影については、特定の個人が識別され、又は識別され得る

場合もあるが、特定の個人が識別されない場合であっても、公開することで偽造等の悪用により個人の権利利益が害されるおそれがあるものと認められる。したがって、条例第8条第1項第2号本文に該当し、また、同号ただし書きのいずれにも該当しないことから、非開示とすることが適当である。

## (2) 契約年月日及び物件の移転期限

条例第8条第1項第2号に規定する特定の個人が識別され得る情報とは、対象行政文書に記載された情報と他の情報と組み合わせることにより間接的に特定の個人が識別される情報をいうと解される。

実施機関は、土地の所在を開示しているため、契約年月日及び物件の移転期限を開示した場合、現地における物件移転の実施状況と組み合わせることにより、補償対象となった物件を推定することが可能であることから特定の個人を識別し得ると主張する。

現地で今回補償対象となった物件が実際移転した時期については、補償対象物件の周辺に住んでいる者や当該地域の事情に精通し、常に地域を観察している者でなければ把握できない情報である。また、これらの情報を有する者は、特定年度の特定工事に係る特定地域の物件移転補償という情報だけでも既に特定個人を識別することが可能である。したがって、個人が識別され得るか否かの判断に当たっては、地域の実情に精通している者が知り得る情報との組み合わせではなく、一般の県民が最大限調べて知り得る情報との組み合わせにより判断すべきである。このような観点から個人の識別可能性について検討した場合、契約年月日、物件の移転期限及び他の情報を組み合わせても、特定の個人が識別され得るとまでは言えず、また個人の権利利益が害されるおそれがあるとする事情も認められないことから、条例第8条第1項第2号に該当せず、開示することが適当である。

## (3) 補償対象物件に係る補償の種類、単位及び数量

これらの情報のうち単位については、公開しても特定の個人の識別及び補償金額の推定は不可能であるので、条例第8条第1項各号に該当しない情報であり、開示することが適当である。

補償の種類及び数量について、本件処分では「大字」及び「字」を開示していることから、物件の構造、特徴及び面積が明らかになると、地域の実情にさほど精通

していない者でも、補償対象となった物件を推定することが比較的容易となり、特定の個人を識別し得ることとなる。また、構造や建物の面積から補償金額の算定がある程度可能となり、契約相手方が受け取った補償金額の推定がなされることから、公開することにより個人の権利利益が害されるおそれがあると認められ、条例第8条第1項第2号本文に該当し、かつただし書のいずれにも該当せず非開示が適当である。

しかし、補償の種類のうち項目が定型化され、契約書にゴム印で押印されているもの及び数量のうち具体的な数値が記載されていない欄については、一般の県民がこれらの情報と他の情報を組み合わせたとしても、特定の個人を識別することは不可能であると考えられる。また、地域の実情に精通している者であっても補償対象物件に係る具体的な移動対象物、数量等が把握できなければ、補償金額を算定することは不可能であり、契約相手方の権利利益を害するおそれはないと考えられることから、これらの情報については開示することが適当である。

#### (4) 補償金額及び補償金の前払い金額

補償金額及び補償金の前払い金額については、補償対象物件等の現存価値を類推し得る個人の財産に関する情報であると同時に、個人の収入に関する情報であるため、一般に他人には知られたくない情報であると考えられる。

ところで、現地の関係者においては、氏名等を非開示にしたとしても、契約相手方が誰であるかを推定し得る状況にあることからすると、補償金額等を公開した場合、どの契約相手方がどれくらいの補償を受けたのかという、契約相手方にとって一般に知られたくない情報が推定されうることとなり、当該契約相手方の権利利益が侵害されるおそれがある。

したがって、補償金額及び補償金の前払い金額は、特定の個人が識別されないが、なお個人の権利利益が害されるおそれがある情報として、条例第8条第1項第2号本文に該当し、かつ、ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示とすることが適当である。

なお、異議申立人は本件物件移転補償の利害関係人であるので、補償金額等についても開示されるべきである旨を主張しているが、条例で開示すべき情報は広く何人に対しても開示が認められなければならない情報である。したがって、行政文書を開示するか否かの判断に当たっては、当該情報が当該請求に係る利害関係人に関

するものであるか否かにかかわらず，同一の基準をもって判断すべきものであるもので，開示請求者が誰であるかということは開示決定等の判断に影響を与えるものではない。

## 第6 結論

以上のとおり，実施機関が，本件行政文書のうち，契約年月日及び物件の移転期限，補償対象物件に係る補償の種類，数量のうち物件の構造，特徴，面積が具体的に記載されている欄を除いた部分について，条例第8条第1項第2号を理由に非開示にしたことは妥当ではない。

## 第7 審査会の経過

当審査会の処理経過は，別紙のとおりである。

## 別紙

## 審査会の処理経過

| 年 月 日                     | 処 理 内 容                    |
|---------------------------|----------------------------|
| 15 . 7 . 25               | 諮問を受けた。(諮問第111号)           |
| 16 . 4 . 13<br>(第194回審査会) | 事案の審議を行った。                 |
| 16 . 4 . 27<br>(第195回審査会) | 実施機関(土木部用地課)から非開示理由等を聴取した。 |
| 16 . 5 . 26<br>(第196回審査会) | 事案の審議を行った。                 |
| 16 . 6 . 15<br>(第197回審査会) | 事案の審議を行った。                 |
| 16 . 6 . 29<br>(第198回審査会) | 異議申立人から意見等を聴取した。           |
| 16 . 7 . 6<br>(第199回審査会)  | 事案の審議を行った。                 |

(参考)

宮城県情報公開審査会名簿(五十音順)

| 氏名    | 現職             | 備考      |
|-------|----------------|---------|
| 犬飼健郎  | 弁護士            | 会長      |
| 遠藤香枝子 | 主婦             |         |
| 岡本勝   | 東北大学大学院法学研究科教授 | 会長職務代理者 |
| 木下淑恵  | 東北学院大学法学部助教授   |         |
| 佐々木健次 | 弁護士            |         |

(平成16年7月27日現在)